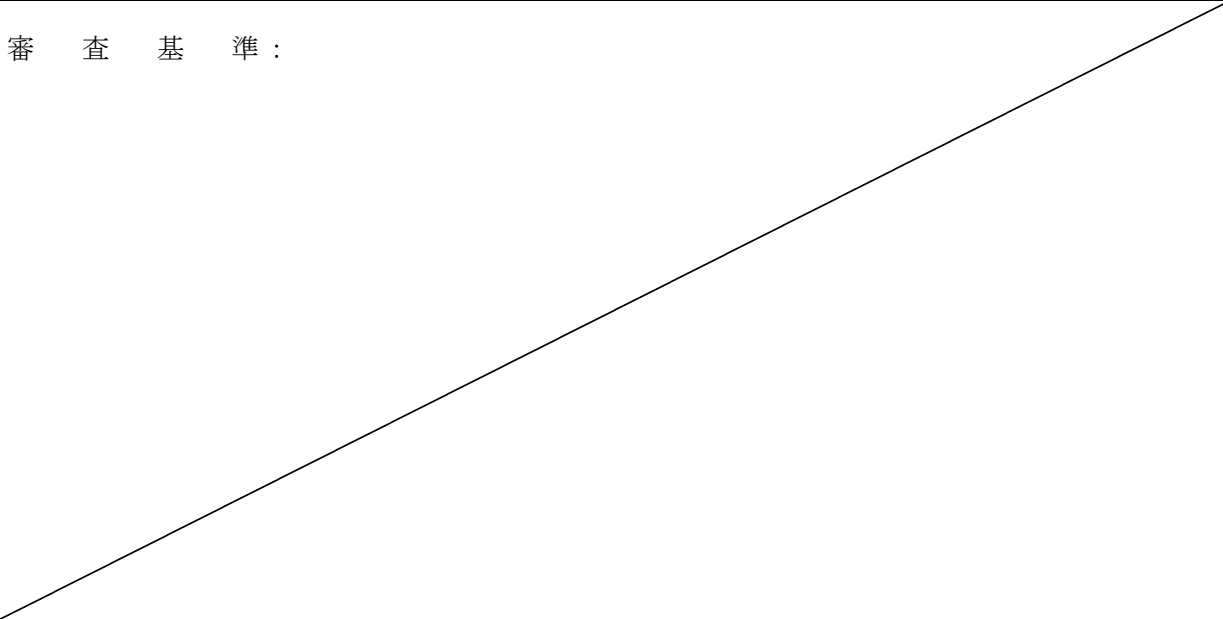


審 査 基 準

平成 1 9 年 7 月 1 日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則
根 拠 条 項：第 4 条第 2 項
処 分 の 概 要：探偵業届出証明書の再交付
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第 4 条第 3 項（探偵業届出証明書の交付）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：3 日
申 請 先：営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係(電話0952-24-1111 内3033) 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂